

令和2年4月27日

備前市立小・中学校 保護者 様

備前市教育委員会

緊急事態宣言の今後の動向による備前市立小・中学校の再開等について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、緊急事態宣言の47都道府県への拡大を受け、コロナウイルス感染症拡大防止のため、備前市立小・中学校では、5月6日までの一斉臨時休業を実施しているところです。

しかしながら、現時点では5月7日以降の緊急事態宣言の延長の要否についての決定がなされておらず、判断は連休後半頃となる見込みのようです。

このため、備前市教育委員会では、緊急事態宣言の今後の動向による備前市立小・中学校の再開等の判断について、次のとおり事前にお示しし、保護者の皆様と共通理解を図ることといたしました。

つきましては、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力のうえ、次の1～3にお示しするご対応をよろしく願います。

記

1 緊急事態宣言が5月6日で解除された場合の対応

令和2年5月7日（木）より備前市立小・中学校を再開します。

○令和2年5月7日（木）8日（金）の給食はありません。3時間下校の授業日となります。

2 緊急事態宣言が5月7日以降も延長された場合の対応

令和2年5月7日（木）以降も市内一斉臨時休業とします。

○令和2年5月7日（木）は登校日とし、必要最小限の滞在時間で下校となります。

○臨時休業期間は、新たに示された緊急事態宣言の期間を基本とします。

○5月15日（金）以降の毎週金曜日を「課題配付・回収日」とします。

（4 その他①【課題配付・回収日について】を参照願います。）

3 緊急事態宣言が5月6日で解除されたものの、備前市又は各校に臨時休業を延長すべき特段の事由が生じた場合

- 備前市内での感染者の発生等の事由により、市内一斉、または個別の学校にて臨時休業を延長する必要がある場合のみ、別途備前市HP、学校メール等によりお知らせします。
- この場合を除いては、改めて再開等に係るご連絡をさせていただくことはありませんので、上記1又は2に基づいて対応をお願いします。

4 その他

①課題配付・回収日について

- 緊急事態宣言に基づく臨時休業の主旨から、3密回避のために、5月15日以降の毎週金曜日を、一律の登校時間による登校日に代えて課題配付・回収日とします。
- 1週間分の在宅学習のための課題を各校にて準備しております。教材配付・回収日の9:00～16:00の間を目安に、その日までの課題の出と新しい課題の受け取りのため、ご来校ください。
- 特に小学校の低・中学年児童につきましては、安全確保のためにも、可能な限り保護者の方の同伴をお願いします。

②休業中の連絡について

- 休業中の連絡は、主に課題配付・回収日に行います。
- 接触機会の低減のため、校庭開放や家庭訪問は差し控えさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、早急に学校へ連絡をお願いします。

【本件担当】

備前市教育委員会学校教育課 瀧口

Tel 0869-64-1858

e-mail : k.takiguchi@city.bizen.lg.jp